

## 「山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン」認知拡大業務仕様書

### 1 業務名

「山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン」認知拡大業務

### 2 業務の目的

山陰・瀬戸内・四国地域の自治体（兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県のこと。以下「各県」という。）及び観光団体においては、当該地域における外国人旅行者のドライブ旅行を推進するため、平成 29 年 3 月 25 日から「山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン」（以下「事業」という。）を展開している。

新型コロナウイルス拡大により事業が停止していたが、行動制限の緩和に伴い、事業を再開したことから当該業務においては、英語圏及び繁体字圏に向けた SNS 情報発信等の実施により、当該地域のドライブ旅行に適した観光情報を発信するとともに、「山陰・瀬戸内・四国エクスプレスウェイパス」（以下「ドライブパス」という。）の利用促進を図ることにより、海外における当該地域の認知度向上及びさらなる周遊の促進に繋げることを目的とする。

#### ◆「山陰・瀬戸内・四国エクスプレスウェイパス」公式 HP

- ・英語サイト <https://global.w-nexco.co.jp/en/sep/>
- ・繁体字サイト <https://global.w-nexco.co.jp/tw/sep/>

### 3 委託業務期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

### 4 業務内容

#### (1) SNS の運用

- ア 「山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン」の公式 Facebook をあらたに立ち上げ、記事の投稿を行うこと。
- イ アカウント名については、業務目的を考慮したうえで提案すること。
- ウ 言語は英語、繁体字の 2 言語とする。
- エ 投稿する記事については、ドライブによる周遊観光の目的となるような素材を取材等により収集し、原稿の作成を行い、事前に発注者の確認を受けること。なお、記事制作にあたっては、発注者の責任において事実確認を行うこと。
- オ 原稿は日本語から各アカウントの投稿言語へ翻訳すること。また、翻訳後は各言語のネイティブチェックを行うこと。
- カ 各県の地域コンテンツが含まれる記事については均等に投稿すること。
- キ 事前に投稿スケジュールを作成し、発注者の確認を受けること
- ク 投稿頻度及び投稿内容については、発注者と協議の上、決定すること。
- ケ アカウントの投稿記事数や、フォロワー数増加数、エンゲージメント率等の目標を設定すること。

コ 11月～12月末までと2月～3月末までの可能な期間で広告等の効果的な手法により認知を図ること。なお、11月～12月末までの実施分について翌年1月中に実施結果を報告し、2月～3月末までの実施に活用すること。

## (2) ランディングページの制作

ア 当該地域のドライブ旅行を訴求させ、「山陰・瀬戸内・四国エクスプレスウェイパス」の利用へと誘導を図るための効果的なランディングページについて、具体的な提案を行うこと。

イ ランディングページには、当該地域のドライブ旅行を訴求する情報掲載を行うこと。なお、「兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県」の全県の地域コンテンツが含まれることを条件とし、本数、内容及びボリュームについては具体的な提案を行うこと。なお、上記の県の多言語ウェブサイトへのリンクを貼ること。

ウ PV数等の目標設定をすること。

エ 言語は英語、繁体字とする。

オ 令和5年10月末頃までに完成させること。

カ 構築方法は受託者と協議の上、決定すること。

## (3) 業務実施報告書の作成

ア 各業務の実施状況について取りまとめること。

イ Facebook アカウント、ランディングページから得られるデータ及び別途、発注者から受注者に提供する「山陰・瀬戸内・四国エクスプレスウェイパス」の利用実態データ等を元に、「山陰・瀬戸内・四国エクスプレスウェイパス」の現状分析及び今後の施策について取りまとめること。分析項目として、国別の利用実態、地域別の利用実態及び月別の利用実態等を想定している。具体的な項目については、発注者と受注者で協議の上決定すること。

ウ ア及びイについて一つの業務実施報告書としてまとめて差し支えない。

エ 提出方法は紙媒体1部とPDFデータをそれぞれ納品すること。

## 5 その他

ア 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議しながら進めること。

イ 契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、受注者に帰属する。

ウ その他目的を達成のための効果的な業務がある場合は提案すること。

エ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。